

第4回十勝中央合併協議会議案

日時 平成16年4月23日（金）午後2時00分

会場 幕別町 札内福祉センター

議案の提出について

報告第11号 新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告について

報告第12号 地域自治組織等小委員会の報告について

報告第13号 新町建設計画小委員会の報告について

協議第6号 公共的団体等の取扱いについて

協議第7号 補助金・交付金等の取扱いについて

協議第8号 防災関係事業の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成16年4月23日

十勝中央合併協議会会長 岡田 和夫

新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告について

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

第1回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会

1 開催日時及び開催場所

- (1) 開催日時 平成16年3月30日(火曜日)
午後2時00分開会 午後4時45分閉会

- (2) 開催場所 幕別町役場 5階会議室

2 出席委員数 9名中 8名出席

3 会議内容

- (1) 委員長及び副委員長の互選及び委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定について

小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員長に本保証喜委員(幕別町 3号委員)、副委員長に渡辺春雄委員(更別村 3号委員)、杉坂達男委員(忠類村 3号委員)が選任された。

また、小委員会規程第5条第2項の規定に基づく、委員長の職務を代理する副委員長の順位については、第1順位に杉坂副委員長、第2順位に渡辺副委員長が指定された。

- (2) 新町名称候補の選考方法について

決定された選考方法のうち主な項目は次のとおり。

- ・ 協議会へ報告する名称候補は10点とし、3町村内に住む中学生以上を対象に公募、同一人の同一名称の応募は1点とした。
- ・ 公募期間を8月1日から1カ月間とし、名称には幕、更、忠、別及び類の文字を用いない等の条件を付すこととした。
- ・ 周知の方法は、応募はがき付きチラシを協議会だよりに折り込むほか、ホームページ、3町村広報などによることとした。
- ・ 懸賞については、名付け親大賞、名付け親賞、優秀賞を設け、大賞については協議会の席で表彰するとともに新町誕生記念式に招待することとした。

- (3) 小委員会の審議スケジュールについて

新町の名称候補選考については、公募の期間を8月1日から1カ月間、候補の絞り込みを10月下旬まで、協議会報告を11月上旬、を目処とするスケジュールを確認した。

議会議員の定数任期については、小委員会での審議と並行して3町村議会内でも協議を行うこととし、協議会報告を11月上旬、を目処とするスケジュールを確認した。

地域自治組織等小委員会の報告について

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

第1回地域自治組織等小委員会

1 開催日時及び開催場所

- (1) 開催日時 平成16年4月9日(金曜日)
午後2時00分開会 午後3時00分閉会

- (2) 開催場所 幕別町役場 5階会議室

2 出席委員数 12名中 11名出席

3 会議内容

- (1) 委員長及び副委員長の互選及び委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定について

小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員長に渡辺春雄委員(更別村 3号委員)、副委員長に多田順一委員(幕別町 4号委員)、杉坂達男委員(忠類村 3号委員)が選任された。

また、小委員会規程第5条第2項の規定に基づく、委員長の職務を代理する副委員長の順位については、第1順位に多田副委員長、第2順位に杉坂副委員長が指定された。

- (2) 地域自治組織等の概要について

市町村の合併の特例等に関する法律案及び市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案の3法案に盛り込まれた地域自治組織の概要について確認した。

新町建設計画小委員会の報告について

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 第3回新町建設計画小委員会

(1) 開催日時及び開催場所

開催日時 平成16年3月26日(金曜日)
午後2時40分開会 午後3時52分閉会

開催場所 更別村社会福祉センター 大ホール

(2) 出席委員数 18名中 18名出席

(3) 会議内容

新町建設計画小委員会の進め方について

第2回新町建設計画小委員会において、小委員会の進め方を整理するよう意見があったことから、他地域の将来構想を示し、将来構想のイメージを把握するとともに、進め方について、再度確認をした。

第2回新町建設計画小委員会の経過報告について

第2回新町建設計画小委員会に出された意見・要望について、確認をした。

また、産業の動向・推移がわかる資料の要望があったことから、追加データを示し、了承した。

新町将来構想の方向性について

新町建設計画小委員会の進め方を踏まえたうえで、新町将来構想の方向性について意見交換を行った。

2 住民アンケート調査結果

第4回新町建設計画小委員会において、平成16年2月に実施した住民アンケート調査の結果を別冊のとおり確認し、了承した。

協議第4号

地方税の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	10 地方税の取扱い
<p>3 町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時までに調整する。2 個人町民税の減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。3 法人町民税の減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。4 鉦産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。5 特別土地保有税の免税点については、幕別町の例により、合併時に統合する。6 入湯税については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、合併時に再編する。7 申告受付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	

協議第5号

条例・規則等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	14 条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの3 合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの	

協議第 6 号

公共的団体等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	17 公共的団体等の取扱い
<p data-bbox="240 546 1388 629">公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <ol data-bbox="240 640 1388 824" style="list-style-type: none"><li data-bbox="240 640 1388 723">1 3 町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。<li data-bbox="240 734 1388 777">2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。<li data-bbox="240 788 1388 824">3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。	

協議第7号

補助金・交付金等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	18 補助金・交付金等の取扱い
<p>補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 3町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。2 3町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。	

協議第 8 号

防災関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-2 防災関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 防災会議については、新町において設置する。2 地域防災計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。3 相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。4 防災行政無線については、現設備を新町に引き継ぐものとする。	